

[事案 27-187] 解約無効等請求

・平成 28 年 5 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

申し込んだ契約には、保険会社による引受審査があることの説明が無かったことを理由に、同時に解約した契約の復旧、または新契約の引受けを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 26 年 10 月 2 日に申し込み、同月 22 日に引受拒絶となった医療保険（契約②）を成立させてほしい（請求①）。

または、同時期に解約した、平成 7 年 2 月に契約したがん保険（契約①）を復旧させてほしい（請求②）。

(1) 契約②について、募集人から、申込み後に保険会社による引受審査がある旨の説明は受けていない。

(2) 契約①について、契約②が必ず引き受けられるものではないと理解していたなら、解約をしなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約の申込みをした場合に、必ず引き受けられるわけではないことは当然であり、募集人もその旨を説明している。

(2) 募集人は、平成 26 年 10 月 2 日に申立人から提出された解約請求書を、一旦申立人に返却し、同年 10 月 22 日に契約②が不成立となった後、申立人から解約の強い希望を受けて解約請求書を保険会社に送った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、保険会社に不適切な取扱いがあったかどうかなど契約時および解約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、解約の取消しまたは新契約の引受けを行う理由は認められないこと、契約時および解約時の説明について、保険会社の不適切な取扱いは認められないこと、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。